

●第4回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年5月19日(金) 18:30~19:50

(ところ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員(会長)、中田委員、飯田委員、花田委員、岡部委員、
渡邊委員、今田委員、田辺委員

[事務局](政策経営室) 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、
佐々木主事

[傍聴者] 1名

1. 開 会

(事務局) それでは第4回稚内市自治基本条例審議会を開催致します。今日は仕事上の都合で、4名の方が欠席と言う連絡が入っています。

それでは、よろしく申し上げます。

(会 長) それでは今日は第4回目ということになります。ワークショップの方は順調に参りまして、第6回目を昨日行いました。第7回目を6月16日に予定しております。それでは早速、2番目の報告事項「議員とのワークショップ会議と意見交換について」ということで、当初6月2日か6月6日に議員と審議会メンバーでのワークショップ会議と意見交換を予定していましたが、この意見交換について最終的にどうなったかについて事務局の方からお願いします。

2. 報 告

(1) 議員とのワークショップ会議と意見交換について

(事務局) それでは、私の方から。結果から言いますと、意見交換会について議員は参加しないということです。「みなさんには自由参加でお願いしたい」というお話をしましたが、結果としては、議員としては参加しないという結論になりました。

5月8日に各会派の代表者の方々に趣旨の説明をしました。

「これについては自由参加です。」「自治基本条例の審議をしている中で当然議会と議員に関わることをどのように定めるかと言うのは、条例の大きな課題でもあるので、率直に議員の方々のご意見をお伺いしたい。」「ただ、その際にお互いに対立する形ではなく、積極的に建設的な意見を言い合うような形で会議

を進めて行きたい。」「今私共が行っているワークショップのような方式はどうか。」「その中でテーマを決めて話をして行く中でお互いに考えている方向性がわかればいいということと、その後に自由な意見交換会をするということの中で、自治基本条例に対する議員さんの考え方を率直に聞ける機会を持ちたいというのが各審議委員さんの気持ちです。」ということをお伝えしたんですが、結果としては、まず話としてあったのは、「審議会は審議会の方で自由に議会に対しての率直な意見を出してくれればいいです。」「後は、条例を提案された段階でそれについて議会としてそこは論議するので、遠慮しないで自由に議会に対しても言いたい事は言ってください。」という意見でした。

会派によっては、いいのではないかと言うところもありましたが、その1会派以外は全てが出ないという方向ですから、自由参加であっても議会としては出ないということにしましょうというのが議長の判断で、結果としては「出ない。」「その代わり自由にやって下さい。」ということです。議会に対しての率直な厳しい意見をどんどん言って下さいという意見は多々ありましたが、この場に来て、みなさんと論議することについては色々な面ではばかる面が多々あるということで、結果としては実現しなかったということでもあります。

(会 長) どうもありがとうございました。結果としては実現を見なかったわけですが、今の事務局の報告について何かご質問ありますか。

よろしいですね。では、その件については報告ということで終わらせていただきます。

3. 審 議 (進行：会長)

(1) ワークショップ会議について

- ①「情報の共有」
- ②「市民の役割」「市民参加」

(会 長) それでは審議事項に入らせていただきます。

最初にワークショップ会議についてということなのですが、前回の審議会でもワークショップ会議の第1回目から第3回目までについての報告はすでに事務局の方からしていただいております。今日は4回目、5回目の分につきまして、4月上旬と下旬に行った2回のワークショップ会議の報告をまず事務局からしていただきたいと思っております。

(事務局) 4回目のワークショップ会議は「情報の共有」というテーマで4月9

日に行っております。参加者は 28 名です。内容につきましては、「行政から情報がうまく伝達されているか」、「行政から知りたい情報」・「市民から伝えたい情報」について議論を行いました。

「知りたい情報」・「伝えたい情報」を共有するために、どのような方法や制度が必要かについてまとめを行いました。

「行政から情報がうまく伝達されているか」につきましては、行政から情報は発信されてはいるが、上手く伝わっていないとの意見が非常に多く出されておりました。

市民の知りたい情報のキャッチや興味を引くような構成内容の改善が求められておりました。また、伝達する町内会自体や受け手側の意識の課題も出されておりました。

「行政から知りたい情報」については、教育・子育て・医療福祉など生活に密着した情報が求められておりました。

情報の発信の構成内容としましては、情報の世代別の整理や、共通項目の統合、対象・目的別の整理が求められておりました。

「市民から伝えたい情報」につきましては、市のホームページの掲示板の利用やバーゲン情報、地場産業の情報などと言った意見が出されておりました。また、「伝えたい情報」の受け皿として、市の窓口をはっきりとして欲しいとのご意見もありました。

「行政から知りたい情報」につきましては、多くの意見が出ておりましたが、「市民から伝えたい情報」については逆に意見が少なく、情報に関しては受動的な姿勢がうかがわれております。

「知りたい情報」・「伝えたい情報」を共有するためにどのような方法や制度が必要かについては、情報の共有のために情報の伝達方法や媒体の改善とともに、市民が知りたい情報をキャッチするため職員は地域活動に積極的に参加することが求められているといったご意見がありました。

次に第 5 回のワークショップ会議でございます。

5 回目のワークショップ会議については「市民の役割」「市民参加」というテーマで 4 月 28 日に行っております。参加者は 26 名です。

「市民の役割・市民参加」について議論を行いました。その中で、「市民の定義」をどうするかという議論では、定義付けは必要であり、稚内に関わる全ての人という幅広い範囲で定義付けをするべきではないかという意見がございました。法人・団体の扱いにつきましては、「市民」に入れる意見と事業者として別途取り扱うという意見に分かれておりました。この部分につきましては、権利や特に責務を具体的に議論した場合、どうすべきか判断する必要があるということでした。

「市民の権利・責務」あるいは権利・責務を合わせた「市民の役割」の議論

では、「権利」としては「安全で安心して暮らせる」権利、「まちづくりに参加する」権利ということが挙げられておりました。「責務」としましては、「基本的なルール、マナーの遵守」と精神論的な意見が多くあげられておりました。「市民の役割」としては、意見の内容からも自治体運営に主体的に携わるという気運が感じられました。

「住むことが役割」との意見もありまして、「住民」と「市民」との定義付けをどうするかについて議論が必要になってくるのではと思われます。

「市民の役割」を規定すべきかについては、権利と責務を条例に明文化すべきとの意見がございました。

「参加・不参加での不利益」に関しましては、不利益を被らないとの規定を入れるとの意見と、あえて不利益を被らないとの規定は入れないとの意見に分かれています。

「住民投票制度」につきましては、必要との意見が圧倒的に多く、市民の関心が高い項目と考えられます。対象年齢につきましては、16歳以上と18歳以上という意見に分かれていました。発議者については、市民、市長、議員それぞれ良しとした意見でまとまっておりました。住民投票の結果の取扱いにつきましては、尊重するにとどめ、決定権は市長・議会に委ねるとの意見が大勢でした。意見は直接市民参加、決定は間接民主制を維持するという考え方でまとまっておりました。

市民参加のための行政の施策については、市民参加の場の提供、活動拠点施設の整備、情報提供やネットワークづくり、人材育成等が挙げられまして、具体的には出前講座の実施や、まちづくり委員会への積極的な参加という意見もありました。

市民参加への意識が高く、「参加する権利の保障」についても今後審議会の中で審議の課題とされるのではと考えられます。

資料といたしまして、4回目、5回目のワークショップ会議のまとめについては事前に送付させていただいております。詳細については、5回目まで全て市のホームページに載っております。以上でございます。

(会 長) ありがとうございます。今のご報告につきまして、何か質問等ございますか。ワークショップ会議に参加された方で、特にこの2回の（どちらかでもいいのですが）ご感想などございますか。

(委 員) 私は「市民の役割と市民参加」に出席しました。自分のグループの中では、市民が安心して住めるまちを作ることに住民が参加していくというのが基本に流れていた討論の場だったと思います。

住民がどのような形で参加するかという様なことの主体性を作っていくという課題の中で、市民の一部の側が発信してもなかなか広がらないということと、

市の職員の人たちがそれぞれの部局でそれぞれいろいろな人たちとの係わり合いをやっても、それが全体になっていかない。そういうそれぞれのやることが全体のものになって行かないということの残念さを、どのように克服していかなきゃいけないかということが市民として作る側としてある大きな悩みであったという記憶があります。

(委員) 私は両方とも出席させていただきましたが、この情報共有というワークショップ会議からより話し合いの内容が具体的に条例に関わる部分になってきたと思うのですが、非常に市民の方々は情報が欲しい。それから、市民として参加したいという意欲を持っているのだなど。その前のワークショップ会議よりも白熱していたのではないかと感じました。

特に後者の「市民の役割」「市民参加」の方では、私の班では（発表を全班聞かせていただいて感じたことですが）わりと少数意見が出ました。

例えば、法人・団体の扱いについて、市民と同等、市民の中に入れるかという問題がありますが、やはり市民とは別に規定すべきではないのかとか、それから、参加・不参加での不利益の問題では、敢えて不利益条項は入れるべきではないのではないかなど、わりと少数意見のものが私の班で出ていた経緯もありまして、私も非常に考えさせられる一幕でありまして、そのような意見も今後の審議会で役立てられたらいいなと思っております。以上です。

(委員) 私も4回、5回とも出ておりますが、みなさん非常に批判精神が旺盛なので、その後どうするのかという話になかなかならない。

ですから、そこで出た意見が羅列されて、その後どうするかということについては、全くありませんでした。「そのための条例なんですよ」ということで、意見を濁してしまった方もいらっしゃるもので、次の段階へ踏み込んで行かないと先にはなかなか進まないのではないかと感じました。

(委員) 私も4回、5回と参加させていただきましたが、私のグループではちょうど小学生、中学生の親御さんという方が5名のうち2~3名いらっしゃったので、知りたい情報として教育の部分の情報が少ないのではないかとという意見が出されたという印象が残っております。

(会長) どうもありがとうございました。参加されていない方からのご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。特に第3回目の「市職員に望むもの」という辺りから4回目は「情報の共有」、「市民の役割」・「市民参加」、昨日は「市長と議会」について話し合いましたが、だんだん条例に盛り込むような事柄により近いものが

議論されたということで、だんだん白熱した議論になってきているかなと思います。

それでは、この件につきましては、特にあとご意見がないようですのでフォーラム開催結果について事務局から説明いただきます。フォーラムにつきましては、実は前回の審議会の翌日でしたので3月の話ですが、まだ報告がなかったものですから今日報告をいただきたいということです。よろしく願います。

(2) フォーラム開催結果について

(事務局) 資料に基づきまして報告させていただきます。3月21日春分の日、文化センターにて開催いたしました。当日の参加者は、町内会の方が29名、まちづくり委員会の方が4名、ワークショップ会議の参加者が10名、審議委員の方が6名、市職員が18名、その他団体が42名、個人参加が11名で合計120名の参加になっております。120という数字は本当に生の数字で、偶然120になりました。

内容につきましては、市長が自治基本条例制定の必要性や、住民自治への考え方ということでご挨拶をさせていただきました。

その後、横山先生に「稚内のまちづくりと自治基本条例の意義」ということで、講演をいただいております。

2部へ入りまして、パネルディスカッションの方ですが、コーディネーターを横山先生にさせていただきました。パネリストとして、稚内市長、張江先生、花田委員、ワークショップ会議の参加者として菅原さんに参加いただきました。

内容につきましては、

- ・稚内の良い点、不十分な点についての議論
- ・条例に対する考え方
- ・住民協働、情報共有や説明責任等についての議論
- ・条例に何を盛り込むかについて
- ・条例の意義について（最後まとめる）

という形で行っております。

パネルディスカッション終了後に会場からの質疑ということで質問・意見が出ております。

- ・稚内にずっと永住したいという気持ちになるようなまちづくりを進める考えを持って、条例策定にあたっていただきたい
- ・こどもの権利条約で示されている4つの権利などを盛り込むことが稚内らしい。まちづくりの中でこどもの権利責務を位置付けるべきではないか。

というご意見がございました。

今日は参考資料としまして、児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）、それと、日本で最初の権利条例であります川崎市のこどもの権利条例を添付しております。4つの権利ということでございますが、条約の中のどの権利をさすのかは調べることはできませんでした。条約の中では、条約の3ページで、第7条に〔氏名・国籍を得る権利、親を知り養育される権利〕というのがございますし、4ページ目、第12条に〔意見を表明する権利〕、7ページ、8ページには第23条〔障害児童の権利〕、第24条に〔健康を享受する権利〕、それから9ページ目ですが、第26条に〔社会保障についての権利〕、第27条に〔生活水準についての権利〕、第28条に〔教育についての権利〕、10ページ目第30条に〔少数民族又は原住民の権利〕ということで8つほどの権利が載せられております。後ほど参考のために見ていただければと思います。

その次の意見と致しましては、

- ・基本条例先にありきの議論をしているが、反対の議論をくみ上げたうえでの議論が出来てはじめて自治につながるのでは。

- ・稚内市では情報の公開性、委員会、審議会の公開の原則をとっているのか。

基本条例の中で、市民参加のペナルティーが出てくるとしたら市民は無関心ではいられない問題である。

というご意見がございました。

自治基本条例を制定しているまちの数ということですが、今日お手元のほうに参考資料として配付しておりますが、4月10日の時点で、これはあくまでもインターネットで調べて私共が知り得た数ということでご理解いただきたいのですが、91の自治体で制定されております。

ただ、合併の関係によって数については、増えたり、減ったりが出てくるのかなというふうに考えております。

また、資料としまして、当日の次第と講演のレジュメをつけております。内容の詳細については市のホームページにも載せております。以上でございます。

（会 長） どうもありがとうございました。フォーラムの開催結果につきまして、何かご意見ございますか。

フォーラムに参加されてからワークショップに参加されるようになったという方もいらっしゃいます。

特にありませんか。よろしいですか。

（3）条例前文の起草委員会設置について

（会 長） それでは3番目ですが、条例前文の起草委員会設置についてという

こととございます。これについては、私の方で少し説明をさせていただきたいと思っております。

まだ審議会の中で条例につきましては、具体的に何を盛り込むか等につきましては、これからの審議会の中で議論していくということで、今のところはまだやっていないわけですが、多くの基本条例を見ていると、前文というのを作っているところが多いわけですね。

お手元に資料が1枚もので、大和市、ニセコ町、岸和田市、羽咋市と4つ出てございます。いずれも前文をもっている基本条例であります。

前文というのは、その自治体の特徴や歴史、自然であるとか、そういったことを盛り込むのが前文ということになります。見ていただきますと、ニセコもそうですし、岸和田も、羽咋もそういうことになります。大和市もほぼそういうことになっていると思っております。

こういった前文を条例の中に入れる必要があるのかなのか、ということもまずこの審議会で考えて決めていただければと思っております。もちろん条例によっては前文がないということもある訳ですが、たいてい今はいろいろな法律でもそうですが、前文があるケースが多いわけですね。

まず、その点をみなさんで審議いただきたい。条例に前文が必要か否かということとございます。どうでしょうか。

(委員) 私は必要だと思うのですが。日本国憲法にも立派な前文があるのですが、あの前文をよくよく読んで見ると、涙が出るほど感動的なことが書いてあって、やはり市民一人一人がこれから自分達の力で、道を作って行くのだ、稚内市を作って行くのだという気持ちになる為には、やはりこの条例自体が市民に感動を与えられるようなものでなくてはいけないのではないかと思います。

具体的に条項の中では、なかなかそう言った表現は難しいと思っております。やはり、前文でこの条例の精神や理念を市民のみなさんにわかってもらえるような、市民のみなさんに読んで感動してもらえるようなそう言った前文というのを作れば一番良いなと思っております。

そういった意味でも、前文というのは長い短いとは別に、入れた方がいいのではないかと思います。

(会長) どうもありがとうございました。前文はあった方がいいのではないかとのご意見で、そこで理想や理念、意気込みなどが入るべきだというご意見とございました。どうぞ、他の方どうでしょうか。

(委員) 私も賛成です。私の場合は、読んでその街の情景が見えてくるという印象で最初思っていました。街中でPTAをやっている時には全く考えなかったことが、田舎の方のPTAに行くとビックリしたことがあるんですけども、

子育て推進協議会というのがありまして、ただ単に誰も行かないから行くという感覚で行くことが結構多かったです。けれども、今いる学校は地域ぐるみで集まっても数が知れているので参加した中で、町内会の会長 70 代の方と、60 代の方が、事務局から子育て推進協議会の歴史や子育て平和都市宣言というこの稚内の歴史を紐解かれて、(なんとなくは知っておりましたが)「イミダスに稚内が発祥の地と載っています」という話から自分達が子供達にどのような思いで PTA を含めて地域で子供を育てようということをやってきたかということ を 70 代のかたがとうとうと語られたのを聞いて、はじめて地域で子育てをする実感というのを理屈ではなく感じたので、そんなことを含めて必要ではないかと思えます。

(会 長) どうもありがとうございました。さらにご意見ございますか。

(委 員) 出来れば、日本国憲法の前文がどうであったかは思い出せないのですが、市民が覚えられるような簡単とはいわなくても暗記できるような、浸透するような内容にする為にも、(具体的にはどうという説明はできませんが) 前文は必要であると思えます。

(会 長) どうもありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

(委 員) 私もあった方がいいと思えます。基本的な街に対する考え方や理念やそこに住む人の意気込みみたいなものを表現出来れば(この街に対する)、そういう表し方が最初に来るという方が、条例にエネルギーをもたらすというか、そんな雰囲気をつくるのに役立つのではないかと思います。

(委 員) どういう目的で作ったのかとか、そういう風に意見を述べる部分というのはどこにもないわけですから、必要であるとは思いますが、それがかえって逆の意味で拘束することになるのかなと、中身に関しては心配しています。あることは必要だと思います。

(会 長) どうもありがとうございました。だいたいのところは見ていただくとわかるように、拘束というよりは理念的なものや、理想とかそういうものが中心になります。もちろんこれから作るにあたって、色々な工夫や慎重な検討は必要であると思えますが。

(委 員) この資料を見させてもらった時に、街の風景が浮かぶような感じが受け取れたので、稚内の前文としても、特長や歴史、自然などがフッと浮かぶような優しい言葉で、わかりやすく、そういう表現が出来たらいいなと思いま

した。

(委員) 各市の前文を見ていたんですが、それぞれにそれぞれの言い方があって、自治基本条例の必要性を問うことから入るところと、それぞれの街の風景を含めた所から入って行くところと、色んなものがあるってそれぞれ個性があると思います。当然前文は必要だと思っておりますが、なかなか、憲法を作るわけですから、起草委員会のみなさんには苦勞をかけるなという感じが致します。

(会長) どうもありがとうございました。前文を作るということで、委員のみなさん全員賛成ということなので、条例の前文を作るということにしたいと思えます。

そうした時に、これは前文だけに関してなのですが、起草委員会というのを作ることを提案したいと思えます。項目一つ一つについてはみなさんで議論していくことになるのですが、前文につきましては審議会のメンバーの中から数名を選びまして、その人達と、もちろん事務局も入りますが、前文を作っているだけで作業を審議会とはまた別に2~3回くらい(5月~8月の初旬くらいまで)起草のための委員会を設けて、そこで前文について検討していただければと思えます。

その中で短いのが良いのか、長いのが良いのか、自然や歴史などを最初に持ってきてやるのが良いのかなど、色々あると思えますが、それも含めて起草委員のメンバーで話し合っただけで確定をしていっていただきたいと思っております。

これにつきましては、稚内市のまさに稚内らしさや自然なども含めて、稚内のことに精通されている審議会のメンバーの方をお願いするということですので、私は入らないということで、審議会のメンバー数名でお願いしたいと思っております。

それで、まず起草委員になりたい、前文を作る起草をやりたいという方がいらっしゃいましたら(8月上旬くらいまでに3回くらいと見ております)、今手をあげていただければ。起草委員は3~4名を予定しております。どうでしょうか。審議会の他にまた負担になるわけなのですが、ただ前文は色々な理想や意気込みや稚内らしさなどを書く所ですから、ある面では、条例の大事な部分でもあるわけですから、やはり「やりたい！」という方にやっていただきたいと思えます。

起草委員会と言っても委員長の設定などは一切なしで。みんなで作りますという感じでやりますので。今日こられている方の中から4名選んでいただければ一番いいのですが。

特にワークショップの一回目で稚内らしさや稚内の良いところ・悪いところみたいのをやりました。ああいったものがこの中で非常に参考になるのではないかと思います。どうでしょうか。

かなり自由に思いを伝えられる部分であると思います。項目一つ一つになってくるとやはり細かい専門的なことになってくる面もありますので。この部分はかなり色んな思いを伝えられるのではないかと思います。

他のまちの条例を見てもそうですよね。岸和田なんておもしろいですよね。「だんじり祭りをはじめとした・・・」ということも入っていますし、いかにも歴史のある自治体の前文だなという感じはしました。羽咋市は最初に能登半島の入口であるという位置付けから始まっています。それぞれ特徴があるわけです。

<立候補から決定までの経過については省略します>

(会 長) それでは5名の方(今田委員、飯田委員、花田委員、岡部委員、渡邊委員)で、ご負担がかかりますがよろしくお願ひしたいと思います。あとの日程調整等は事務局の方としていただいて、昼間を予定するという事で、よろしくお願ひしたいと思います。

ぜひいろいろな思いを前文に盛込んでいただきたいと思います。

4. その他

(1) 次回、開催日について

(会 長) それでは、その他の方へ行きまして、次回の開催日なのですが、ここについては、いろいろお話ししたいことがございます。

それは何かと言いますと、ワークショップが6月16日に第7回目がありまして、そこで「住民協働とコミュニティ」という題で行います。それで一応ワークショップは終了ということになります。

あと一回、審議会ですらまとめたものを一回ワークショップに提示するというのがありますが、テーマを決めて行うワークショップというのは6月16日で終わりということになります。

その後、私の方でワークショップに出た様々なご意見等をまとめまして、項目(こういうものを盛込んだらいいのではないかと)というものを出します。そして論点整理みたいなことも私の方でさせていただきます。

こういう風な考え方も出来るし、こういう風な考え方も出来るとかという形で論点を提示したいと思っております。これしかないという提示の仕方ではなく、こういう考え方も出来るし、こういう考え方も出来るというふうに、例えば個別条例に載っているけれども、基本条例に盛り込む必要はあるのか、ないのかというような形で整理をしたものを出したいと思うのですが、6月16日ですのでこれを2週間くらい見ていただいて、7月初めころには出せるのではないかと考えております。

そこで、次の開催日を決めないといけないのですが、実際には項目立てを私の方で出して論点整理をいたしまして、そこからが審議会の本番になります。今までの審議会というのはどちらかと言うと、ワークショップ会議等の報告、フォーラムの報告が中心だったわけですが、これからが本番になって参ります。一つ一つの項目等についてかなり議論をして条例に盛り込むか、盛り込まないかを決めていく、私の方で少したたき台を出しますけれども、むしろ皆さんの方でも活発に議論していただくという形になりますので。

それで、日程的にはちょっとタイトになるのですが、今のところ7月中旬～9月上旬までに4回くらい予定をさせていただければと思っております。それで、7月中旬の分については今日日程を決めたいのですが、私の提案といたしましては7月11日の火曜日のこの時間帯ということで提案させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

後の3回につきましては7月11日の時点で決めたいと思いますが、8月上旬に1回やりまして、8月中旬はお盆休みが入りますので出来ないということで、8月下旬に1回、9月上旬に1回、それに7月11日の分を入れて4回という予定にしております。どうでしょうか。

<8月上旬についても、早めに決めて欲しいという意見あり>

(会 長) それでは、8月上旬の日程まで決めていいですか。8月4日の金曜日ということでどうでしょうか。

それでは8月4日に決めさせていただきます。あとは8月下旬、9月上旬ということになりますので、この2日分を決めさせていただきたいと思えます。では実質的に項目についての審議ということになりますので、ちょっとタイトですが一つよろしくお願い致します。

何かこの件につきまして質問ございますか。

事務局の方からこの件について何かございますか。よろしいですか。

(委 員) それぞれテーマを持ってやるのでしょうか。それとも最初にドーン

と出されるのでしょうか。

(会 長) 私の方で項目を相当整理いたしまして、相当盛込む項目が多くなると思いますので、それでドーンと出すのではなく、4回に分けて審議したいなと思っています。ただ4回で終わらない可能性もないわけではないので、その場合どのような対応をしたらいいのかという問題が残りますが。

(委 員) 出来れば事前にメールなどをしていただければと思います。その場で「さあ、どっち？」と言われても困りますので。

(会 長) 少なくとも7月11日に項目は全て出しますので。論点整理もそこまでに終わらせるよう思っております。

(委 員) 条例の前文の審議はいつになるのでしょうか。

(会 長) それは8月下旬あたりでいいのではないかと思います。

開催日等につきましてはこれで、7月11日と8月4日ということで2回分決めさせていただきました。事務局から何かございますか。

(事務局) 7月3日16時から市役所において、市内3校の高校生約10名ずつに集まっただいて、ワークショップを開催したいと考えております。審議委員の皆さんは参加されなくて結構です。2時間程度を予定しております。

(会 長) 若い人のご意見は大事だと思います。市内の高校全部から協力を得られたのですか。

(事務局) はい。正式に数は決まっておりますが、各校10名くらいで計30名くらいとなっております。

(会 長) それはいいワークショップになりますね。その頃だともう高体連も終わって、期末テストにはまだ早いということで、いいタイミングということですね。

(事務局) お祭り前なのですが、お祭りが終わったら学校祭の用意があるそうです。

(会 長) これは審議会の人は入るわけにはいかないのですか。

(事務局) 高校生の皆さんが萎縮してしまうかと思ひまして。

(委員) オブサーバーとしてはいいですね。案外前文に生かせるようなものがあるかもしれません。

(会長) 今日はこれで終わりです。

前文の起草委員のメンバーの方ひとつよろしくお願ひします。

これから項目を短期間で集中的にやる形になりますので、よろしくお願ひします。今日はこれで終わりにさせていただきます。ご苦勞様でした。

5. 閉 会